

令和3年度 補正予算が成立しました

第1回区議会定例会において、令和3年度世田谷区一般会計第8次、特別会計第2次補正予算が、可決・成立しました。

今回は、抗原定性検査キット配布事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策や、事業進捗等を踏まえた経費の増減への対応に加え、特別区税や特別区交付金等の歳入の増を踏まえ、基金繰入金と特別区債を抑制するとともに、今後の行政需要に備えた基金への積立てを行うため、補正を行いました。

補正予算書及び補正予算概要は、区のホームページからご覧になれます。

問財政課 ☎5432-2044 FAX5432-3011

●各会計予算額

区分	補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	3639億9365万円	143億6242万円	3783億5606万円
特別会計	国民健康保険事業会計	25億5113万円	833億3950万円
	後期高齢者医療会計	1億 558万円	224億 266万円
	介護保険事業会計	3億9012万円	708億3339万円
	学校給食費会計	1689万円	31億1720万円
合計	5406億2268万円	174億2614万円	5580億4881万円

*表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

新たな計画等がスタートしました

①世田谷区未来つなげるプラン

社会状況の変化を踏まえ、次期基本計画の策定を見据えた、5年度までの重点的な取組みを示した実施計画です。

問政策企画課 ☎5432-2192 FAX5432-3047

②世田谷区公文書管理条例(改正)

世田谷区公文書管理条例に、重要公文書及び特定重要公文書の取扱いに関する規定を追加する改正を行いました。

問区政情報課 ☎5432-2085 FAX5432-3007

③世田谷区第3期文化・芸術振興計画(調整計画)

平成30年に策定した世田谷区第3期文化・芸術振興計画の見直しを図り、5年度までの文化・芸術振興施策の方向性や取組み等をまとめた計画です。

問文化・国際課 ☎6304-3427 FAX6304-3710

④世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画

—多様な生き方を認め合い、自分らしく暮らせる せたがやをめざして—

「男女だけではなく多様な性を含めたすべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会」を実現するための、8年度までの後期計画です。

問人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710

⑤世田谷区スポーツ推進計画 調整計画

区民が生涯を通じ身近な地域で「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、5年度までの具体的な取組み等をまとめた計画です。

問スポーツ推進課 ☎5432-2742 FAX5432-3080

⑥世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

世田谷区産業振興基本条例を改正し、地域経済の持続可能な発展を推進していくための基本的方針や、区・事業者の責務、区民の役割等を定めました。

問産業連携交流推進課 ☎3411-6644 FAX3411-6635

⑦三茶のミライ(三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画)

みんなで「まちの未来像」を描き、「まちの未来像実現のための取組み」を共有し、相互連携によるソフトとハードが一体となったまちづくりの進め方を明らかにすることを目的とした計画です。

問市街地整備課 ☎6432-7155 FAX6432-7982

⑧第11次世田谷区交通安全計画

区内の交通安全に関して、区・警察・消防・鉄道事業者等と取りまとめた7年度までの計画です。

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

計画等の内容は、各担当課及び区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページでご覧になれます。

※③は、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターではご覧になれません。

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限が延長されました

初回(3か月分)、再支給(3か月分)ともに申請期限が延長されました。

備新たに対象と想定される世帯や、再支給の対象世帯には申請書類を順次お送りします。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

申6月30日(消印)までに、申請書類を郵送で生活福祉課(☎5432-2188 FAX5432-3020)へ

問世田谷区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター ☎6366-1403

災害で亡くなった区民の同性パートナーの方へ弔慰金を支給する制度を新たに始めます

区では、4月1日から、災害救助法が適用となる災害で亡くなった区民の同性パートナーの方へ、弔慰金を支給する制度を新たに開始します。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

支給金額/亡くなった区民が生計を主として維持していた場合=500万円、その他の場合=250万円

問災害対策課 ☎5432-2262 FAX5432-3014

3歳児健康診査に多角的屈折検査を導入します

4月から、総合支所健康づくり課で実施する3歳児健康診査に、スポットビジョンスクリーナーを用いた多角的屈折検査を導入します。

弱視の多くは3歳までの発見で概ね予後良好で、矯正眼鏡の常用と健眼遮閉治療・弱視訓練により、就学までに治癒する可能性が高くなります。

問世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102

スポットビジョンスクリーナーとは

弱視の危険因子となる斜視及び眼位異常(近視、遠視、乱視、不同視等)を数秒でスクリーニングできる機器です。

スポットビジョンスクリーナーによる屈折検査の様子▶



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休) ☎5432-3333 FAX5432-3100

問対象(特に記載がない場合、参加対象は、区内在住・在勤・在学者) 問日時・日程
 問会場 問当日直接会場へ 問講師 問費用(特に記載がない場合、無料)
 問ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子から小学校就学前までが対象)
 問申込方法 問問合せ先
 ①はパソコン、②はパソコン・スマートフォン(一部)で区のホームページ(右記二次元コード)から申込可。※一部対応できない機種があります。



ハガキ・ファクシミリの記入例

●あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504世田谷4-21-27 世田谷区役所へ)
 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
 ●連記・重複申込不可
 ●特に条件のある場合は明記します

- ①行事名(コース)など
- ②住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤電話またはFAX番号
- ⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢